

議員提出議案第10号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予
後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

平成28年3月18日

芦屋市議会議長 畑中 俊彦 様

提出者 芦屋市議会民生文教常任委員会
委員長 帰山 和也

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
文部科学大臣

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度外傷性脳損傷であり、頭部等への衝撃で頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって発症する。

損傷後に症状を発症する場合があるが、その主なものは記憶障害、錯乱、めまい、頭痛、バランス障害等、複雑かつ多彩であり、その症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数ヶ月間発症しないこともあり、特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下、意識障害、半身まひ、多発性脳神経まひ等を発症した場合、症状が長期間改善しないことも少なくない。さらに脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなり、また死に至る場合もあるため、脳しんとうを繰り返し受けることは避けるべきである。

こうした中、平成25年12月には一般社団法人日本脳神経外科学会が発表した「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」に関して、文部科学省から教育委員会等へ情報提供されているが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応の遅れや、罹患により生活全般に不安、不便、孤独を感じ、うつ状態に陥ってしまう人も多い。

また、重篤な事案となった場合にも、事故の初動調査の遅れにより事案の経緯が明確にならず、介護・医療・補償問題も後手に回ってしまうほか、事故調査をないがしろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしているのが現状である。

よって、本市議会は、国において、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望する。

記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

- 1 各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、簡易版の脳しんとう認識ツール「ポケットSCAT2」の携帯を義務

付け、また脳しんとうが疑われる事案が発生した場合は、症状を客観的かつ正確に観察して判断を下すとともに、保護者への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

- 2 脳しんとうを疑った場合は、直ちに脳神経外科、神経内科による検査の受診を義務付けるとともに、脳しんとう評価ツール「SCAT3（12歳以下の場合はチャイルドSCAT3）」を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。
- 3 各自治体の医療相談窓口等に脳しんとうに対応のできる職員を配置し、国民、医療機関、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。
- 4 事故の再発防止のため、保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、第三者調査機関を設置し迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦 屋 市 議 会